

2021年 6月 26日 理事会決定

日本教育情報学会 国際交流委員会規則

(目的)

第1条 国際交流に関する諸施策の検討と実務を行うことを目的に、国際交流委員会（以下、委員会という）を設置する。

(構成)

第2条 委員会に委員長を置き、会長が会員の中から指名する。

2 委員会に副委員長もしくは幹事および委員若干名を置く。副委員長もしくは幹事および委員は、委員長が指名し、運営委員会が承認する。

3 委員長、副委員長、幹事、委員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

(委員会)

第3条 委員長は必要に応じて委員会を招集できる。

(任務)

第4条 国際交流に関する以下の内容を委員会の任務とする。

(1) 各国の教育情報研究関連の学協会との連絡、情報交換及び交流事業に関すること。

(2) 国際会議への参加、協賛あるいは開催に関すること。

(3) JICA、UNESCO等の国際機関との協力あるいは支援に関すること。

(4) 国際共同研究、人物交流等の国際的な研究・交流に関すること。

(5) その他国際交流に関する必要な事項

(補則)

第5条 委員会の任務の実施に必要な細則等については、委員会で別に定め、運営委員会の承認を得る。

附則

この規則は、2021年 4月 1日から施行する。